

日交研シリーズ A-613  
平成 25 年度共同研究  
欧米を中心とした交通インフラの所有、維持管理及び財源調達制度の研究  
刊行：2015 年 1 月

英米における交通政策の新展開  
New Trends of Transportation Policies in Britain and U.S.

主 査：加藤 一誠（日本大学教授）  
Kazusei KATO

要 旨

本報告書は欧米の交通インフラファイナンスにかかわる 4 つの論文を収録している。

第 1 章では、サービス購入型の道路事業において利用者が料金を直接支払わず、政府が事業者 서비스에提供の成果に応じて対価を支払う手法が取り上げられる。これはイギリスの PFI 事業で採用されており、シャドートール・ペイメント、アベイラビリティ・ペイメントおよびアクティブ・マネジメント・ペイメントの 3 つの枠組みがある。制度の長所は利用者の受容可能性の高さにある。しかし、市場環境の変化が激しい場合、成果指標と支払方法を適切に設計することが難しく、資源配分上非効率になる可能性があることが指摘されている。

第 2 章ではロンドン地下鉄の PPP スキームの評価に焦点が当てられている。民営事業者のうち Metronet 破綻の理由を、Metronet のガバナンス構造の欠陥、工事の遅延による収入の減少およびコスト超過の負担経済合理性を欠いたこととしている。そして、格付け評価を通じて、政策の変更が同社の信用リスクを高めたことが指摘されている。

第 3 章は BAA（現 Heathrow Airport Holdings Ltd.）の買収を通じてわが国の空港コンセッションへの教訓を述べている。BAA の民営化は非航空系収入を拡大してそれを原資に着陸料を割引するというビジネスモデルをうみだした。フェロビアル社による買収後の動きはこれまで余り邦語文献には紹介されてこなかったが、本章では規制が変更され、競争環境の悪化にともなう保有空港の売却をはじめとする政府規制を受けていることが紹介された。しかし、それでもなお、空港事業がフェロビアル社の収益の大きな部分を占め、本業の不振を補ってあまりあることが指摘されている。とりわけ、政府規制のあり方と経営の自由度の問題はわが国の空港の運営権売却に対する有効な示唆となる。

第 4 章ではアメリカの道路財政の現状を分析し、2014 年度を授權の最終年度となる道路法(MAP-21)と後継法をめぐる論点や周辺の動向が紹介されている。2012 年度まで延長されたアメリカの道路予算では歳入を上回る歳出は積立金の取り崩しによって賄われており、連邦道路信託基金の残高は 2014 年にゼロになるという予想が公表されている。したがって、次期交通授權法の成立は喫緊の課題である。執筆時点では中間選挙を控えており、新しい立法への動きは鈍いと結論付けられている。

キーワード：PPP、シャドートール、Metronet、BAA、連邦道路信託基金、MAP-21  
Keywords : PPP, Shadow, Tolls, Metronet, BAA, Federal Highway Trust Fund, MAP-21